

一般管理費等の拡充申請にあたっての確認事項

加盟団体は、JPF 助成事業（政府資金分）において認められる一般管理費等の上限を10%とすることを申請するにあたり、以下の1～5が確保されていることを確認します。一般管理費等の拡充から3年後に行われるジャパン・プラットフォームによる検証に際して、1の事由に該当しないと確認された場合、または、2～5の複数の事由につき該当しないと確認された場合には、上限は5%に引き下げ、その後3年間は再度の拡充を申請できないことを確認します。

※別添の申請団体概要で同意を確認。

さらに、加盟団体は、一般管理費等の上限を15%とすることを申請するにあたり、以下の2～5に加えて、6～9が確保されていることを確認します。一般管理費等の拡充から3年後に行われるジャパン・プラットフォームによる検証に際して、6～9の事由に該当しないと確認された場合には、上限は10%になり、さらに、1の事由に該当しないと確認された場合、または、2～5の複数の事由につき該当しないと確認された場合には、上限は5%になり、その後3年間は再度の拡充を申請できないことを確認します。

なお、一般管理費等の拡充から3年後に行われる検証の前であっても、ジャパン・プラットフォームと加盟団体との間で締結した支援実施契約に反する悪質な行為等が発覚した場合には、一般管理費等の拡充の適用期間内であっても直ちに一般管理費等の拡充の承認が取り消されることを確認します。

【一般管理費等の比率の上限10%適用要件】

1. 一般管理費等の10%への拡充導入後3年間の政府資金以外の収入の平均が、導入以前の3年間の平均よりも拡大する。
2. 過去3年間にジャパン・プラットフォームとの間で締結した支援実施契約上の違反行為等がない。
3. 事業終了後4か月以内に提出すべき適切な内容の終了報告書を、遅延なく提出する。
4. 上記3の事業の終了報告に際し、特に一般管理費等の用途について、所定の様式により適切に報告する。
5. 一般管理費等の拡充の適用の次年度以降に提出する助成カテゴリー審査書類において、過去1年間で一般管理費等の拡充により達成することができた内容について所定の様式により適切に報告する。

【一般管理費等の比率の上限 15%適用要件】（上記 2～5 に加えて）

6. 過去 3 年間の政府資金以外の収入が経常収益に占める比率の平均が 50%以上となっている。
7. 一般管理費等の比率の上限 15%への拡充導入後 3 年間の一般管理費拡充による増加分の金額以上に、3 年間の政府資金以外の収入が拡大する。
8. 過去 3 年間の内、2 年間以上はジャパン・プラットフォーム事業実績を有している。
9. 公益財団・社団法人または認定 NPO 法人の資格を有している。

なお、万が一にも、加盟団体が事業資金を適正に使用しなかったことが明らかになった場合には、ジャパン・プラットフォームが支援実施契約を解除する権利を留保すること、さらに、契約が解除された場合、加盟団体はこれまでに当該事業にあたり供与された一般管理費等を含む供与資金を全額返還することを確認します。

また、加盟団体の実際の現地事業実施経費の支出が承認された予算よりも少なかった場合には、加盟団体は、支援対象となる一般管理費等の額を実際に支出した現地事業実施経費の適用比率までとし、差額を返還することを確認します。